（一）　昭和29年11月10日　（毎月10日）発行　伊万里市広報　（昭和29年8月19日 第三種郵便物認可）　第7号

# 伊万里市広報

発行所
伊万里市役所
編集兼発行人
山口正次
伊万里市大坪町甲2869
電話460番
印刷所
松浦印刷　電522番

# 躍進する大伊万里市
## 綜合都市計画案成る

伊万里市誕生を契機として臨海工業地帯造成や綜合都市計画と新しい胎動をみせ、将来の発展を期する市では予て建設省に綜合都市計画立案を依頼中のところ、去る三十日から四日間、楠瀬、株木、疋田三技官を現地調査に派遣せられたので、二日市役所で同技官を囲み橋口市長、山口助役、正副議長各常任委員長、都市計画委員等が綜合都市計画案概要について懇談を行つたが各技官は都市、道路、公園の専門的立場から、それぞれ指示を與えて帰京した。市ではそれを骨子に研究立案を急ぎ、この程伊万里綜合都市計画案を脱稿し二十日建設省に送附したが本省より認可あり次第、三十年度より着工の予定である。同案の概要は次の通り

◎道路網計画基本方針

一、一般方針

面積二五一平方粁に及ぶ宏大な地域であるので先づ第一に市中心部及び工業地帯と周辺部との相互連絡強化が必要である。本市の交通は国鐵とバス交通が主体であるので國鐵については唐津、有田、佐世保間にガソリンカー等の増発運動が必要であり、バス交通については道路網の整備が急務であるが莫大な経費を必要とし、市財政状況に於ては相當長期の年月を要するので国、縣道については極力國、縣の援助に俟ち必要止むを得ない市道の改修に止めるものとする。

二、国道改良計画

本市の国道は唐津、佐世保線、福岡、有田線の二線で、伊万里町市街地を除き市員三、六米――五、五米であるので、これを有効巾員六、五米に改修する。

三、重要地方道

武雄、伊万里線、波多津、伊万里線を有効巾員六、五米に改修する。

四、地方道

金石原、武雄線他六路線を有効巾員五、五米に改修する。

五、市道

重要市道黒川、南波多線他九路線について市財政を勘案の上、逐次有効巾員五、五米程度に改修するものとする。

六、街路網計画基本方針

市街地人口十三万人目途に現市街地及び將來市街地予想區域内に幹線街路（巾員十一米以上）補助街路（巾員十一米未満）を配置し、本市將來えの発展に對應して交通保安、防災上支障ないようにするものである。

伊万里駅前に將來の乗降客數の増加及びバス、ハイヤー駐車場設備等を想定し、三千六百平方米の置場を設け文字通り大伊万里市の玄関に相応しく整備する。

駅前より久原港間までの国道は巾員十五米とし、駅前築港間の巾員を（相生橋まで十八米）十五米とし、興銀支店前より福川内に至る區間に巾員十五米街路を配置する。

◎公園系統概要

港灣及び工業の進展に伴う大伊万里市の計画の一環として將來の市街地々區及び行政區域内に㊀休養、慰樂運動の要に供するため公園、運動場等レクリエーション施設の整備。㊁市街地環境保全及び風致維持育成のための緑地の設定。㊂更に脊後山岳地及び伊万里灣に存する觀光資源開発のための施設の整備をなし以て大伊万里市のレクリエーション系統を全からしめんとするものである。

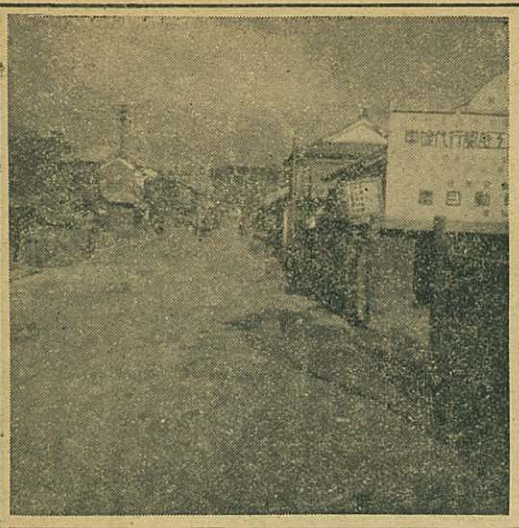

将來のメインストリート……舗装を急ぐ二級国道

◎今月の納税
市・縣民税
第三期分
末日迄にお忘れなく

## 次期選挙は小選挙區で
### 市会議員の選挙方法決る

十月十三日開かれた第六回臨時市議会に於て、來春実施予定の市議会議員の選擧につき、その選擧区と定員が提案可決された。

尚これは次回の一般選擧に限り適用されることになつている。

各選擧区別議員定数次の通り

| | |
|---|---|
| 伊万里町 | 一〇名 |
| 黒川町 | 二名 |
| 波多津町 | 二名 |
| 南波多町 | 二名 |
| 松浦町 | 二名 |
| 大川町 | 四名 |
| 二里町 | 三名 |
| 東山代町 | 四名 |
| 山代町 | 七名 |
| 計 | 三六名 |

## 清き一票の確認
### 11月5日～19日
### 基本選挙人名簿縦覧

九月十五日現在で調整された基本選擧人名簿を左記の通り縦覧に供しますので、果して登載されているかどうか、各自必ず確めて下さい。

縦覧場所

一、旧伊万里町は市役所内

選擧管理委員会事務局

二、その他の町は各支所

この名簿に登載されている方だけが來年四月迄に執行される知事、縣会議員、市会議員、市教育委員等の選挙に投票することが出來ます。若しこの名簿にもれていたら縦覧期間中に必ず申出で登載を受けて下さい。

二十日以後に申出でになつても、絶對登載出來ませんので奥々も御注意下さい。

## 保利農相來訪
### 大坪小学校で歓迎会

西下中の保利農相は十月五日、市制施行後初の伊万里入りをし、各地を視察、午後三時大坪小学校に於ける有志二百余名の歓迎会に臨み、農林行政並に世界情勢と日本の現狀等につき一時間以上に亘る大熱弁を揮いて満場を沸かした。

尚、市では此の期を逸せず左記事項について陳情、之が実現方を懇請した。

陳情要旨

一、集約酪農地帯指定について

當地区農家耕作面積は一戸當り、わずか七反六畝に過ぎず、又戦後の農村事情が窮迫の一途を辿りつゝあるとき、多角経営えの移行は必然にして、とりわけ松浦地区にあつては酪農に対する一般の意欲旺盛且つ立地條件にも適し、尚縣種畜場並に森永工場の存置等好條件下にあり、集約酪農地帯として指定願い度し。

一、八谷搦土地改良について

本地区は伊万里、有田両川の合流点に位し、毎年十日乃至十五日間の洪水を免れず、被害甚大なるを以て、之が改良調査の爲め熊本農地事務局の指導を受け、計画書添付手続中につき認証方願い度し。

一、松浦川河川改修促進について

年々繰返される松浦川氾濫に因る被害は甚大にして就中、當市内に於ける大川町流域の被害は、その狭隘なる湾曲部に原因し、爲めに、之が放水路を開設し抜本的施策をなす必要あり、地元に於ては夙に伊万里市松浦川改修期成同盟会を結成し、初期の目的達成に邁進しつゝあるにつき、特段の御高配賜り度し。

一、山代町の地辺りについて

昭和二十六年二月に突発せる西分地区の地辺りは田、畑他約三十八町歩の廣域と人家二十六戸埋没の大惨事で、當局としては直ちに之が復旧に當り、耕地としての充実を図り、以て被害者に配分の計画なるも、前記被害者は殆んど日稼労働の現況に在り、到底復旧に要せる多額の経費負担に堪えず、国庫補助を増額し、地元負担の軽減方特に御高配願い度し。

## 公明選挙運動とは…？

政治は、私たちをより一層幸福にするために行われるのですが何が私たちの幸福になるかは私たち自身が最もよく知つている筈です。政治が私たちの幸福をほんとうに考えているかどうかをたえず注意していなければなりません。

公明選擧運動は、私たち國民のみんながこのような氣持になり選擧のときは立派な人に投票して國の政治が正しい方向に向うことを期待する運動です。

要肝が注意法ざる絶えざる

◎建設局長決定

大分縣出身、中山春夫氏（四四）が十月十一日付を以て市の建設局長に任命された。氏は本縣の河港課長として在職中であつた。

◎人事往來

建設省計画局都市計画課楠瀬、株木、疋田三技官は十月二十九日、伊万里市都市計画實地調査の爲め來伊十一月三日帰京。

## 伊万里青少年問題協議会発足す！
### 十月六日市役所で結成式

犯罪統計に現れた件數によると、佐賀縣は全国の首位線上にあり又、縣内の犯罪件數の中伊万里市地区は首位で然も特異なことは凶悪犯が多いという眞に寒心にたえない狀況であります。

一面青少年の問題についても樂觀を許さない事例を示しており、茲に青少年を守れ、不良化、犯罪化から青少年を救えとの聲に応じて本市に於きましては去る八月の市議会に諮り伊万里市青少年問題協議会設置條例を設定して、次代を荷負う青少年の健全な育成を圖ることになりました。

## 青少年を守れ

抑々政府は終戦の混乱の中から青少年を救うため、昭和二十二年に兒童福祉法を制定し、その第一條に「すべて國民は兒童が心身共に健かに生れ且つ育成されるよう努めなければならない」と国民の協力を呼びかけその他幾多の兒童福祉について規定し、又昭和二十四年に閣議決定によつて青少年對策協議会を設置、翌二十五年には政令を以て中央青少年問題協議会を設置すると共に、地方に於ても その趣旨に基いて協議会を設置するよう勧奨されたのであります。

かくして青少年保護育成運動を初め、長期欠席兒童對策、人身賣買防止對策等實施してきたのでありますが更にこれを強化するため昨二十八年には青少年問題協議会設置法が制定されましたので、本市におきましても、この法律の趣旨に基き當協議会が設定せられたのでありまして、各委員間に眞剣な研究が進められて居り、青少年の福祉に大いに貢献するものと期待されています。

十月六日結成、役員は左記の通り決定致しました。

会長　橋口四郎
副会長　有浦三男
仝　小島テツ
委員　青少年に關係のある機關の代表者三十九名、

尚事務局は伊万里市福祉事務所内に置かれています。

## 市「廣報」に對する世論調査

十月に市の機関紙「廣報」について皆さんの御意見を募りましたところ、左記のような答を得ました。

一、市役所の行事は何で知りますか。

| | |
|---|---|
| 市「廣報」 | 八〇% |
| お知らせ版 | 五% |
| 新聞 | 一二% |
| その他 | 三% |

二、市「廣報」は毎号読みますか。

| | |
|---|---|
| 毎号読む | 六六% |
| 時々読む | 三〇% |
| 全然読まない | 二% |
| その他 | 二% |

三、市「廣報」はためになりますか。

| | |
|---|---|
| ためになる | 八四% |
| ためにならない | — |
| あつてもなくてもよい | 一一% |
| その他 | 五% |

四、市政を皆さんに知らせる方法についての御意見

①掲示板を利用しては。
②市議会議員の報告が欲しい。
③移動市役所を設けられたい。
④「廣報」の配布が遅れないよう。
⑤「お知らせ版」に大きく願い度い。

## お知らせ

一、伊万里市教育委員会に電話が開通致しました、五九四番です、御利用下さい。

一、市民室設置

今回、庁舎内の宿直室を利用して市民室が出來ました、市役所にお出での際は或は御寛ぎに又、小談に遠慮なく御利用下さい。尚不明の節は受付で御尋ね願います。

一、市職員擧つてバッジ佩用

この度、市の職員は市章をかたどつたバッジを佩用することになりました。その目的は地方公務員としての自覚と品位を昂める趣旨からであります。

× × ×

◆ポンプ百より用心一つ……火災予防に努めましょう!!

0019

## 小作料決定土地調査

# 農業委員會より

# 農家の皆様にお願い

終戦後耕作者の地位の安定と農業生産力の増強のため、書期的な農地改革が行われ、その大部分が自作地となりましたが、まだ全国では約五十万町歩の小作地が残っているものと思われます。我が国のような零細経営のもとで小作料を放任しますと、収益計算を無視して昂騰する可能性のあることは過去の歴史が示す通りでありまして、斯くては丁度農地改革前の地主対小作の關係をそのまゝ復活させる結果になるのであります。御承知の通り農地改革で小作料は金納制度に切り替えられました。併しそれは當時の物納を只一石七五円の割で換算したものに過ぎず、尚その後小作料適正化或は凸凹是正という名目で、昭和二十五年度から七倍引上げ、反當六百円となりましたが現在では頭打ちの状態である上、然も上田も下田も一率で、益々適正化の必要が痛感されるに至つたのであります。

そこで一昨二十七年秋から施行された農地法では、その第二十一條で小作料の新しい統制方式を規定し、その方法は第一に小作農を安定させるため一定の基準を設け、第二には農業委員会は小作地一筆毎の基準により計算した小作料の最高額を定め尚、第三にその最高額以下で個々の小作契約により小作料が決定されることになつているのであります。

市の農業委員会としては、その小作料決定の土地調査を行うため、農業委員とその職員を以て調査班員としますが、その調査方法が非常に復雑多岐に亘り、且つ可成りの日時を要しますので、農家の皆さんの御協力がなければ到底、スムースにこの調査を完了することは出來ないのであります。

例えば何月何日に甲部落の調査を實施するということになれば、自分の小作地には標識を立てゝ明示するとか或は當日地主、小作人共立ち会う等、積極的に御協力下されんことを切にお願い致す次第であります。尚最後にお願い申上げたいのは本年八月一日現在で各農家より農地一筆毎の調査報告を提出願い、それによつて小作地の把握を致して居りますが、その報告には相當の誤記や申告洩れ等があるかと思われますし、若しご御氣づきの際は至急本会事務局迄お知らせ下さいますよう重ねてお願い申上げます。

## たばこ消費税について

先達てたばこについての世論調査を行いましたところ、「たばこを市内で買うとか市外で買うとか調査することが市政と何の関係があるか」とお叱りを受けましたので、まだ御存じない方もおありかと思い次にたばこ消費税について説明致したいと存じます。

たばこ消費税は去る五月法律第九十五号地方税法の一部を改正する法律で縣民税が創設され、それだけ市民税が減るため、これを補う財源として新設されたもので、難しくいえば市の法定普通税と呼ばれるものであります。

伊万里市の場合を例にとれば專賣公社が毎月市内の小賣人や直接消費者に賣渡したたばこに係る課税標準額（小賣價格）とその標準額の百十五分の十に相當する税額等を翌月二十五日迄に市長に申告し、同時にその税金を納める所謂申告納付の市税であります。

世論調査の結果によりますと、喫煙者の五、二%が市外で買い、七、六%が両方で買うことになつて居ります。從つて二十九年度のこの種の税收を一千五百万円（予算には一七、六七〇千円計上）とみても百二、三十万円のたばこ消費税が伊万里市外に納められていることになります。

そんな訳で背に腹はかえられぬ昨今の市の財政事情からもたばこ消費税の存在理由を御認識下さいまして、たばこは是非市内でお求め願い、少しでも市の收入を増して戴きたいと存じます尚、たばこ消費税は九月末現在で六、一五一、七五〇円の收入となつて居ります。

では市の收入になる金額は……？

ピース　一個　三円九一銭
光　一個　二円六十銭
バット　一個　三円四七銭
しんせい　一個　三円四七銭
となつています。

## 舊軍人關係の恩給請求について

昭和二十八年八月一日より旧軍人に対する恩給（扶助料を含む）が支給されるようになり只今、その手続中であります。又恩給受給權のない方でも遺族援護法による年金、弔慰金の請求權のある方もありますので左記に該當する方でまだ請求手続きをしていない方は至急市福祉事務所まで御申出で下さい。

記

一、在隊中に戰死又は傷病死された者の遺族。
一、引続き七年以上軍隊勤務をなし、在隊中又は復員後死亡した者の遺族。
一、軍隊勤務が引続き七年以上の者。
一、軍人恩給廃止（昭和二十一年勅令第六十八号）以前に普通恩給又は扶助料の裁定を受けた者。
一、戰傷病者の方は本年四月一日以降再診断を受けることになつていますがまだ傷病申立書を提出していない者。
一、昭和十二年七月七日以降公務上で負傷又は疾病に罹り、そのために昭和十六年十二月八日以後死亡した軍人、軍属の遺族

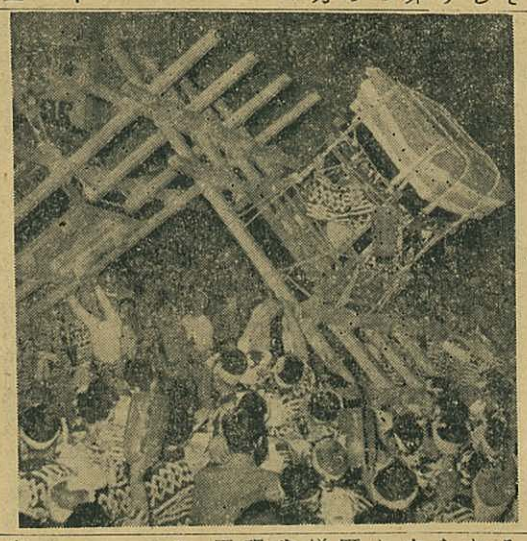

伊万里名物トンテントン

## 岩崎氏 法務大臣賞を受く

市戸籍課勤務、課長補佐岩崎靜馬氏は戸籍及住民登録事務につき永年優秀なる成績を修めたる故を以て去る十月五日東京都神田一ッ橋女子共立学園講堂にて開催の全国連合戸籍事務協議会第七回總会に於て法務大臣賞を授與された。

## 片岡氏より便り

在京中の作家、元市学校医、医学博士片岡繁男氏より曩に日本橋三越本店に於て開催された新市紹介地方自治綜合大展覽会の參觀記を「はるかに伊万里市を觀る」の題名で寄稿があつた茲にその要旨をお知らせしよう。尚、紙面の都合上全部登載出來ないのは甚だ残念である。

（要旨）

私は故郷と密接なつながりを持つ作家としてアタタとこの会場にかけつけた「米どころ佐賀」と浮出してある。はつと眼につく三本マストの貨物船、眞中に赤いブイ、IMARI PORT と白く染めてある。

そのブイは太いチェーンに吊され、チェーンの下つたすそに古伊万里の鉢、伊万里市の見取図がしつかりと中心を保つている。

その図の中にぽつかりと——漁港の入口に二つの燈台が灯つている。台座に位置を占めているのは左から石炭の巨大な塊が一個、その右に「伊万里和紙」とこれも板札で名示して「御障子紙」と「葉がくれ」の二つがセロファンに包んで斜めに置かれてある。

「葉がくれ」の中には俳味のある便箋と封筒が入つている。葉がくれの名称は誰がつけたか氣が利いている。ゆかしくびつたりとしている。

軍国主義はない。

その横に梨が四個……

「ほら、炭坑ばかり」五十年輩の男は明かに伊万里灣を指している。

「ほんと、炭坑ばかりだわね」、連れの女は上品な洋裝、男はきつと伊万里を知つているに違いない。

（以下省略）

にぎわつた職組運動会

## 火の用心

## 火災シーズン來る!!!

### 体験は千金の値い 類焼者津上氏は語る

私は七年前に一家全焼に会い、尚去る八月六日の出火にも危く類焼を免れた者ですが、火災については身に泌みて感じて居りますので之が予防については、よるとさわると憎まれ口を叩いている次第です。

全く体験者だけが知る氣持ちと申しましようか、私からみれば一般の火の取扱いが乱雑に思われてなりません。

つまり火が火事の源だという極く平凡な根本的な考えが極めて薄いように思われます。

例えば七輪で火を起す場合など軒下や、又家に接近したところ或は亦薪や藁などの近く等で平氣で起したり、家の近くで廛芥を焼いたり、子供にマッチを持たせたりすることは絶対避けたいものです。

尚未成年者がかくれて煙草を吸い、吸殻を捨てること等最も危險と思います。

他所の火事と他人の喧嘩は……など申しますが個人のうける苦痛は勿論、大きくは国家の立場から考えても、これ位馬鹿らしい失費はありません。

少くとも火災予防に限つては他人の子供であらうとどしく注意して未然防止に努めたいものです。

〝焼えた後から注意をしても失せた家財はかえりやせぬ〟

（浦崎、津上澤一氏寄稿）

## 伊万里市傷痍軍人会の創立

会長　石井数馬

戰犯は釈放されれば、その日から戰犯ではないが戰爭にさいなまれた傷痍軍人の傷痍は死ぬまで消ゆることなく、その苦惱の十字架は文字通り墓場に至るまで背負うてゆかねばならないのです。從つて識者の聲として「これ等傷痍軍人の待遇については、国家は單にその過去の勞苦をねぎろうのみならずその將來に於ける生活の保証に万全を期すべきは當然である。換言すれば一般に恩給なるものが過去の勤勞に對する報償であるとするならば、死ぬまで消えぬ傷痍は到底恩給のみを以てしては償われ得ないであろう」と聽えもします。だがこのような傷痍軍人の待遇問題と共に一層根本的に重要なのは傷痍軍人と云う言葉をこの國には再び用の無いものとなす爲めの決意と努力ではないでしようか、今日口に平和を叫ぶ人は多い、然し最も心に徹して戰爭を憎み平和を愛する者は戰爭にさいなまれ、その傷痍に惱む傷痍軍人であり、又最も聲を大にして平和を唱ゆる權利と資格を持つ者は今尚戰傷を身につけて生活に苦斗する傷痍軍人ではないでしようか、

この意味に於て今度創立発足した伊万里市傷痍軍人会は平和を維持すべき「良心の灯火」と認識して戴くことを理想として市民各位の御後援と御鞭撻を切願するものであります。

## 一難去つて又一難

### 發疹チフスの流行期

冬の恐ろしい傳染病発疹チフスは一名、しらみチフスと言われる通り、人間につくしらみにより人から人へ傳染します。しらみには頭しらみ、ころもしらみ、毛しらみの三種がありますが、発疹チフスは「ころもしらみ」によつて傳染します。終戦後の生活が困難な時代には衣服、身体の不潔な人も多かつたのでこの「ころもしらみ」を持つている人も相當見受けましたが、現在は「ころもしらみ」を持つている人は極くまれです。発疹チフスを予防するにはしらみを退治することです。最近のように通勤列車、バスが混乱するときは衣服の間にいるしらみは、人ごみで衣服内の温度が上るにつれて、除々に衣服の表面に出て來て歩き廻り、他人の衣服に移ることがあるので、毎日人ごみにでる人は帰宅後必ず下着類を点検する必要があります。

もし見つけた場合には熱湯に入れるか火の中に入れて殺し、恐ろしい発疹チフスを未然に防止致しましよう。

〝市民の聲〟をお聞き下さい